

第53回「岡崎市農林業祭」出展者募集要項



令和8年10月31日(土) 10:00~16:00

令和8年11月 1日(日) 10:00~16:00

乙川河川敷殿橋下流右岸

申込締切日令和8年6月26日(金) 必着

<お問い合わせ・申込み先>

E-mail: nomu@city.okazaki.lg.jp

岡崎市農林業振興推進実行委員会事務局
(岡崎市経済振興部農務課内)

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL(0564)23-6201 FAX(0564)23-8970

本催事の基本情報

1 趣旨

広く市民等に市内産農林水産物を紹介し、理解を深めていただくことを通じて、農林水産業者の生産意欲の向上を図り、安全で安心な農林水産物の生産を促進するとともに、地産地消の推進、農林水産業の安定的かつ持続的な発展を図ります。

2 主催

岡崎市農林業振興推進実行委員会
(事務局：岡崎市経済振興部農務課)

3 会場

乙川河川敷殿橋下流右岸

4 開催日時

令和8年10月31日(土)・11月1日(日) 午前10時～午後4時

※ 両日とも少雨決行

※ 搬入時間(予定)：10月30日(金)午後1時から午後4時

10月31日(土)午前7時30分から午前8時30分

※ 搬出時間(予定)：11月1日(日)午後4時30分から午後6時00分

5 実施内容

乙川河川敷殿橋下流右岸にて、岡崎市農林水産物・岡崎市農林水産物の加工品等の紹介・PR・即売等を行い、地産地消を推進する。

出展者募集の要件

6 出展資格

次の各号の全てを満たすこと。

(1) 下記のいずれかに該当があること。

ア 岡崎市内で農林水産業を行っている団体等

イ 岡崎市内の農林水産物に関する普及啓発を行っている団体等

ウ 岡崎市内で農福連携（農業と福祉の連携）を行っている農林水産業者・福祉事業所等

(2) 自身で出展用テント・キッチンカー・軽トラ市用軽トラ等、また出展に係る備品等を準備できること。

(3) 「岡崎市農林業祭」の趣旨を理解し、出展に意欲のある者であること。

(4) 催事開催期間を通して出展できること。1日のみの出展は認めません。

(5) 申込者が直接出展し、第三者等に又貸しをしないこと。

(6) 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。

(7) 出展者説明会（9月25日（金）予定）に代表者または担当者が出席できること。

(8) 災害時等、ブースの撤去作業を行う危急の際に、2時間以内に撤収ができること。

（注意事項）

- ・ 募集は30ブース程度とし、募集定数を超える応募があった場合は、出展内容の選考、並びに抽選により決定します。
- ・ 原則、1事業者が利用できるブースは1つとします。
- ・ 出展者決定後、出展者都合による出展キャンセル、出展ブース数の変更はいたしかねます。

7 出展料

無料（※電気を使用する場合は、別途使用料がかかります。）

8 ブース内容

(1) テント（出展者持参）

約3メートル（間口）×約3メートル（奥行）程度の区画を1ブースとします。

※ 突風等により、テントが移動することが無いよう、重り等で確実に固定をお願いします。

(2) 軽トラ市等

軽トラ等での出展については、1台分（約6メートル（間口）×約3メートル（奥行））を1ブースとします。

(3) キッチンカー

キッチンカー出展については、1台分（約6メートル（間口）×約3メートル（奥行））を1ブースとします。

※ ブースの区画の大きさについて、変更の必要等がありましたら、御相談ください。

9 電気の使用

- (1) 電気を使用する場合は、「出展申込書2（様式2）」により申し込んでください。
（有料）
- (2) 設備の関係上、夜間の電源（コンセント）の使用ができない場合があります。そのような場合、食品等の保管ができませんので、御注意ください。
- (3) 電源（コンセント）については、使用する機器の都合上により不具合が生じた場合、当日になっての対応ができない場合がありますので、開催前日（10月30日）の午後1時～午後4時に、事前に使用する機器の可否の確認をしていただく予定です。
- (4) ブースによっては100Vを下回る場合もありますので御了承ください。

（注意事項）

- ・ 催事は少雨決行ですが、警報級の荒天が予測されるとき等中止の判断を行う場合がございます。この場合、費用の返金対応は原則行いませんので御承知おきください。
- ・ 岡崎市農林業振興推進実行委員会は、インボイス制度の登録はしておりませんので御了承ください。

申込方法・申込後の動き

10 出展申込

「出展申込書 1（様式 1）」、「出展申込書 2（様式 2）」、「表明・確約書」に必要事項を記入し、メール、FAX または郵送で「岡崎市農林業振興推進実行委員会」宛に提出してください。

※ 募集締切：令和 8 年 6 月 2 6 日（金）必着

11 出展箇所の決定

会場設営及び安全かつ円滑な運営を考慮し、主催者がブース出展箇所を決めさせていただきます。後日通知いたします。御理解・御了承のうえ、申込みをお願いいたします。

12 今後のスケジュール

- ・ 6 月 2 6 日（金） 出展者募集締切
- ・ 7 月上旬～ 当落通知予定
- ・ 7 月中旬書類提出①（詳細は出展決定通知時に通知）
- ・ 9 月 2 5 日（金） 出展者向け説明会（予定）
- ・ 1 0 月上旬書類提出②（詳細は出展者向け説明会にて通知）
- ・ 1 0 月 3 1 日（土）・1 1 月 1 日（日）「岡崎市農林業祭」当日

当日の注意事項

13 飲食物の販売、提供

- (1) 有料・無料を問わず飲食物の提供を行う出展については、品目ごとに食品営業許可が必要となりますので、必ず岡崎市保健所（生活衛生課 Tel23-6068）で許可を受けてください（すでに取得されている場合及び許可を不要とする品目は除く）。詳しくは保健所へお問い合わせください。
- (2) 届出のないものにつきましては、販売等を中止していただく場合もありますので御注意ください。
- (3) 当日はブース内に出展者が受けた食品営業許可証（事前に写しを提出いただいたものの原本）を掲示し、保健所職員が確認できるようにしてください。
- (4) 火気を使用する場合は、1 テントに 1 個以上業務用消火器が必要となります。また、コンロは不燃の台を使う等の処置が必要ですので、詳しくは消防本部（予防課 Tel21-9859）へお問い合わせください。

14 ごみの始末

- (1) 来場者が出すごみ以外は、処理いたしかねます。「岡崎市農林業祭」内で出たごみ（可燃物、不燃物、ゆで汁・残汁、調理に使用した油等）は全て持ち帰り、適正な処

理を行ってください。

- (2) ごみステーション等に出展者から排出されているのを発見次第、持ち帰りをお願いします（悪質な場合は今後の出展をお断りする場合があります）。
- (3) 飲食物等を販売する場合は、来場者用のごみ箱を、ブース内のわかりやすい場所へ設置してください（来場者が出したごみに限り、ごみステーションへの排出を認めます）。

15 その他

- (1) 出展者は自店ブース内及び周辺の清掃を責任持って行ってください。
- (2) 盗難、破損、出展物に対する顧客からのクレーム等のトラブルは主催者側では責任を負いませんので、出展者の責任下でお願いします。
- (3) テント上部や前面等、隣接するブースへはみ出さない展示は可としますが、内容を誇大した表示や、ブース前通路への展示は行わないでください（主催者が認めた場合を除く）。
- (4) 出展場所は屋外となります。雨天時の対策は各出展者の方でお願いします。主催者側では来場者用の雨天対策のみとなりますので御了承ください。
- (5) 荒天及び自然災害、その他の原因により開催を中止することがあります。このような事態に至った場合は、主催者はこれによって生じる出展者等関係者の損害については補償いたしません。各自保険加入等にて対応をお願いします。
- (6) ブースにおける行列の整理等は各出展者で行って下さい。来場者の通行の妨げや他の出展者の迷惑にならないよう、整理に必要な人員・備品等の手配をお願いします。
- (7) 搬入搬出方法・食品衛生上の注意事項等、主催者が別途行う指示を厳守してください。詳細は出展者向け説明会にて御案内します。
- (8) その他要項等に記載のないことについては、岡崎市農林業振興推進実行委員会で協議し決定します。

<お問い合わせ・申込み先>

E-mail nomu@city.okazaki.lg.jp

岡崎市農林業振興推進実行委員会事務局（岡崎市経済振興部農務課内）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL (0564) 23-6201 FAX (0564) 23-8970

出展募集要項関係資料はホームページにも掲載しています。